

魚津市告示第139号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和8年5月21日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社メルペイ 代表取締役 永沢 岳志
東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
物品売払代金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年5月29日から契約終了日まで
- 4 指定納付受託者に納付させる方法
スマートフォンアプリ等を介したキャッシュレス決済サービス（メルカリShops利用）による収納